

行歯会だより 第206号

(行歯会＝全国行政歯科技術職連絡会)

令和7年9月発刊



- 1 行政歯科専門職にも役立つ利益相反(COI)管理のあり方
-日本口腔衛生学会の新しいCOI管理を事例として- (P.2)

日本口腔衛生学会 利益相反委員会
委員長 三浦 宏子

- 2 政令指定都市歯科保健担当学会議が立ち上がりました! (P.5)

北海道 札幌市保健福祉局
歯科保健担当部長 秋野 憲一

- 3 第10回社会歯科学会総会・学術大会参加報告 (P.6)

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
主任技師 善徳 勇貴

- 4 行歯会第6期役員挨拶<その3> ~新任事務担当理事・新任ブロック理事②~ (P.8)

- 5 New Face!! (P.9)

秋田県健康福祉部健康づくり推進課
田代 真康

- 6 渉外活動報告 (P.10)

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
課長補佐 歯科・栄養グループ班長 小栗 智江子
【行歯会 会長】

- 7 学会開催のお知らせ (P.11)

「歯っとサイト(歯科口腔保健の情報提供サイト)」掲載コンテンツ募集!

「歯っとサイト」<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/index.html>では、掲載コンテンツを募集しています。掲載を希望される場合は、「行歯会だより」の配信メールに記載されている編集担当宛に御連絡ください。

行歯会だより読者コーナー



行歯会や行歯会だよりへのご感想、ご意見をお聞かせください。
投稿者に確認の上、行歯会だよりに掲載させていただく場合もあります。
<https://forms.gle/q4WYyFL2Tg2ya2o19>

Ⅰ 行政歯科専門職にも役立つ利益相反(COI)管理のあり方

-日本口腔衛生学会の新しい COI 管理を事例として-

日本口腔衛生学会 利益相反委員会
委員長 三浦 宏子

Ⅰ はじめに

行政歯科専門職は、口腔保健事業で得られた成果を関係者と共有するだけでなく、関係する歯科保健専門職とディスカッションするために専門学会(例:日本口腔衛生学会、日本公衆衛生学会など)や関連する研究会で発表する機会も多いかと思います。また、学会発表した内容を深化させて、学術誌に投稿されておられる自治体関係者の方もいらっしゃいます。このような研究活動を円滑に進めるうえで、重要な考え方が利益相反(COI)です。COIの概念は、時代とともに変遷します。

日本口腔衛生学会では、社会状況の変化を踏まえて、2025年度の社員総会にてCOI諸規程を大きく変更することを決定しました。本稿では、行政歯科専門職の学術活動の推進のために不可欠なCOIの基本概念と自己申告の基準、新しい日本口腔衛生学会でのCOI管理のポイントおよび行政歯科専門職としての留意点をまとめます。



2 COI とは

COIは、公的な職務上の義務や公共の利益と、個人や所属組織の私的な利益が衝突する状態を指します(図1)。研究活動を行うにあたって、COI状態が生じること自体は不正ではありませんが、研究や事業の信頼性を損なう行為は避ける必要があります。そのための方策がCOI管理です。COI管理の基本は透明性の確保を明示するための適切な開示です。これまでマスコミで報道されたCOIにかかわる事件は、製薬会社等の企業と大学等の研究者の間で生じることが多い傾向にありましたが、いずれの事案においてもCOI状態が生じたこと自体ではなく、それを「開示しなかったこと」あるいは「マネジメントしなかったこと」によって、信頼を損なった点が共通して挙げられています。

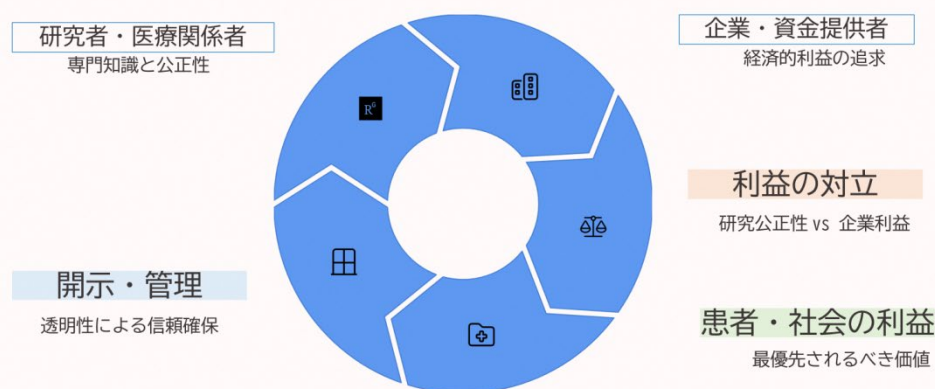


図1. 利益相反(COI)の概念図

3 COI 自己申告の必要性

前述したように、COIの未開示およびCOI管理の不足は研究成果の信頼性にも大きな影響を与えます。これまで日本口腔衛生学会では、学会発表や学会誌投稿時にCOIを有する場合のみ、COI自己申告書の提出が求められておりましたが、この方式ではCOI該当が無いことを直接的に証明できない欠点がありました。

新しいCOI管理方法では、この枠組みを大きく変え、COIの有無に関係なく自己申告書の提出を求め、過去1年間に受けた支払や支援を開示します。また、提出された自己申告書は3年間保存され、将来COI疑義が生じた際の資料となります。

表1に利害関係者との間に生じる主な経済的COIの目安を記載しましたので、ご参照下さい。

表1. 開示が必要となる目安

項目	開示が必要となる目安
役員・顧問報酬	年間100万円以上
株式保有による利益	年間100万円以上、または発行株式の5%以上
特許使用料	年間100万円以上
講演料・謝礼金	年間合計50万円以上
原稿料	年間合計50万円以上
研究費提供	年間合計100万円以上
奨学金・寄付金	年間合計100万円以上
寄付講座への所属	寄付講座に所属・兼任している場合
旅費・贈答品など	年間合計10万円以上

4 日本口腔衛生学会の新しい COI 管理制度

前述したように、改正後の制度では、学会発表・学会誌投稿ともにCOIの有無を問わず申告が必要となります。学会発表では筆頭発表者が共同発表者全員の申告書(図2)を取りまとめます。本来、COI自己申告書の提出に関する負担を軽減するために、筆頭発表者以外の者がすべての項目で「無」の場合は、筆頭以外の発表者の申告書の提出を省略できます。しかし、発表者において何らかのCOI該当がある場合は、各自で自己申告書の提出が必要となります。

一方、学会誌投稿ではCOI自己申告書の書式(図3)が若干異なります。筆頭著者と責任著者が各々COIを自己申告する必要があります(筆頭著者と責任著者が同一の場合は一つのCOI自己申告書で可)。また、COI自己申告の状況を論文中にも明示する必要があります。COIに関する筆頭著者の責任は、自らの利益相反の有無を適切に申告するだけでなく、共同著者のCOIを確認し、投稿時に適切に取りまとめることです。一方、責任著者は、その名称のとおり投稿した論文の最終責任者であり、不正確なCOI申告や開示漏れが判明した場合は、責任著者が編集委員会からの問い合わせを受けることになります。

なお、新しいCOI諸規程は既に発効されていますが、具体的な適用時期を以下に記載します。

- ・学会誌投稿時のCOI開示:2026年1月1日以降の投稿から適用
- ・学会発表時のCOI開示:2026年開催の第75回学術大会から適用

学術誌への投稿および学会での演題発表を考えている方は、ぜひCOI自己申告書にも留意し、早めにご準備下さい。

5 行政歯科専門職が注意すべき COI 場面

行政の現場では、補助金や委託事業の選定等、業務による多様な関係が生じることも多々あるかと思います。以下にいくつかの留意点をまとめました。

- 迷ったら開示する:COIトラブルの多くは「開示漏れ」によるものだと言われています。基準額に満たない場合でも、利害関係が判断に影響すると考えられるときは開示することをお勧めします。
- 審査からの離脱:委託先や補助金の審査に関わる場合(そして、その案件が発表する演題や論文に係る場合)、利害関係があれば審査から離脱し第三者に任せます。
- 協賛の偏りを避ける:パンフレット作成や事業協賛では、単独企業に依存せず複数社から支援を受け、公正性を保ちます。

日本口腔衛生学会学術大会 抄録登録時 COI 自己申告書（様式 1）

発表者名： _____
 演題名： _____

（登録時点から過去 1 年間について、発表者全員における発表内容に関する企業・組織または団体との関係性を発表者ごとに自己申告する）
 ※ 筆頭以外の発表者については、全ての項目の COI が「無」の場合、申告書の提出を省略することができます

項目	該当の状況	有であれば、著者名・企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当議 式の 5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上のものを記載	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄附金などの総額 1つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上のものを記載	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 企業からの寄附講座に所属している場合	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 10 万円以上	有・無	

○筆頭以外の発表者の申告事項（該当する方の口には「有」を付けて下さい。）
 ○筆頭以外の全ての発表者の申告事項無し：筆頭以外の発表者の申告書の提出を省略できます。
 ○筆頭以外の発表者の中に申告事項有り：申告事項のある筆頭以外の発表者ごとに自己申告書をご提出下さい。

（本 COI 申告書は議題発表後 3 年間保管されます）

（申告日） 年 月 日

記名（自署） _____

図 2. 日本口腔衛生学会学術大会抄録登録時
COI 自己申告書

口腔衛生学会雑誌 投稿時 COI 自己申告書（様式 2）

著者名： _____
 論文題名： _____

（筆頭著者と責任著者は、投稿時点から過去 1 年間の発表内容に関する企業・組織または団体との関係性を各々自己申告する）
 ※ 筆頭著者と責任著者が同一の場合は自己申告書の提出は 1 つで良い。

項目	該当の状況	有であれば、著者名・企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当議 式の 5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上のものを記載	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄附金などの総額 1つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上のものを記載	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 企業からの寄附講座に所属している場合	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 10 万円以上	有・無	

（本 COI 申告書は論文掲載後 3 年間保管されます）

（申告日） 年 月 日

記名（自署） _____

図 3. 口腔衛生学会雑誌投稿時 COI 自己申告書

6 まとめ

COIは公共の使命と私的利益が交差する状態ですが、適切な管理と開示によって透明性と信頼を維持できます。今般、日本口腔衛生学会の新制度ではCOI管理をより明確に位置づけることとなりました。発表時と投稿時での手間は少し多くなりますが、より研究の透明性を重視した改正とご理解下さい。

文末になりますが、日本口腔衛生学会では、行政歯科専門職の研究活動を支援しております。皆様の積極的な学会発表および論文投稿を心よりお待ちしております。また、日本口腔衛生学会のCOI諸規程について、ご不明な点がありましたら、遠慮なく学会事務局まで、お問い合わせください。

7 参考資料

日本口腔衛生学会の利益相反に関する詳細情報は以下の URL に掲載されています。

<https://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/about/coi/>



2 政令指定都市歯科保健担当学会議が立ち上がりました！

北海道 札幌市保健福祉局
歯科保健担当部長 秋野 憲一

令和7年5月16日(金)に、新潟市総合保健医療センターにて、第1回政令指定都市歯科保健担当学会議が開催され、16市34名の歯科医師、歯科衛生士、事務職課長、事務職員等が出席し、様々な意見交換に加えて、毎年の定例会議とすることを合意して終了しました。

行歯会だより編集担当の福岡市の新井氏から頼まれて、この記事を書いているのですが、しまった、記事にするなんて、これっぽっちも考えていなかった、写真がない……。

新井氏からは、写真なんかいらないので、何故、新しい会議を立ち上げたのか、目的や背景を書いてほしいとのことでしたので、この会議を立ち上げるに至った経緯をちょっと書いてみようと思います。



1 政令指定都市の予算査定や人事査定にとまどう筆者

筆者は、北海道庁や道立保健所の職員を15年やってから、政令指定都市に移籍し、早速、意気揚々と新規事業の予算要求をしてみたが、どうもうまいかない。

北海道庁では、予算要求をすれば財政サイドから、色々と質問や議論があった上で、査定されたが、札幌市の財政からは、さっぱりレスポンスがない。レスポンスがないということは、概ね要求を認めてくれるのかしら……と待っていたら、いきなり出てくるゼロ査定。

で、ゼロ査定の理由を聞くと、はっきりとは言わないけれど、要は「政令指定都市20市のうち半分以上でやっていないから」というあたりが真相らしい。

そんな理由なら、小学生でも査定できるじゃねーか、そりゃ、質問も議論もいらないわけだ、と思ったものの、今は、やむを得ないところもあると考えている。

市町村は住民に身近なサービスを担うので、一旦始めた事業を廃止するのは難しいケースが多い。このため、税収入と見比べながら、将来的に持続可能な市民サービスの水準を決めていく必要があるのだ。

札幌市という街は、人口こそ全国5位の200万人弱の大都市であるものの、東京から遠く、新幹線も走っていない地理的ハンデで、いかんせん企業や工場といった産業の集積がない。人口は5位でも、税収水準は政令指定都市の中で、かなり貧弱なのだ。

このため、「札幌市の市民サービスの人口当たりの予算や職員数は、政令指定都市20市のうち、よくても11位、ちょうどいい所として14~19位あたりを目指す」のは、財政の健全性を保つ上で、極めて理に適っているのである。(最下位の20位だけは、議会やマスコミから市長が批判され市長に迷惑がかかるので避けよう、ぐらいは、財政も人事も配慮する。)

ということは……札幌市の歯科保健事業の予算や人員を充実したいなら、全国の政令指定都市20市全体のレベルを上げていかないとならないってことか！こりゃ、大変だ。

2 既存の政令指定都市主管課長会議やブロック会議はあったけれど

政令指定都市には、母子保健主管課長会議、成人保健主管課長会議、高齢者福祉医療主管課長会議といった既存の会議はあった。これまでも、これらの主管課長会議の中で、歯科保健に関する照会や議題がなかったわけではなかった。しかし、政令指定都市の代表として誰が会議に出席するかとなれば、当然だが歯科専門職に出席の機会が与えられることは、ほぼない。

ブロック別の歯科保健担当学会議は、近畿や九州で行われており、もちろん、大変有意義な会議であるものの、都道府県庁や県型保健所とは、直面する課題が若干異なる部分もあり、政令指定都市の歯科専門職から、政令指定都市に特化した課題を意見交換する場が欲しい、との声が筆者に多く寄せられるようになった。

さらに、令和6年3月に発出された厚生労働省医政局長通知「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」では、政令指定都市には、母子、学童、成人、高齢者、障害者といった生涯を通じた市町村歯科保健事業の充実に加えて、都道府県が担う歯科医療提供体制も業務として位置付けられ、歯科保健医療に特化した意見交換の場の必要性がさらに増した。

全国の自治体どこでもそうだが、行政歯科専門職は数が少なく孤立しやすい。しかし、数が少なくても、自分の街のためにいい仕事をしたい、他の街のアイデアや工夫を学んで取組みを充実したいと考える政令指定都市の仲間が集まり始めた。この仲間達から、全国の政令指定都市全体の歯科保健医療の底上げを目指し、政令指定都市歯科保健担当者会議を作ろう!との機運が高まった。

3 意見交換の場、学びの場、繋がりとなることを目指す政令指定都市歯科保健担当者会議

他の全国の政令指定都市の会議は、意見交換を主な目的とする主管課長会議である。しかし、今回、我々は主管課長会議ではなく、担当者会議とした。

役職に関わらず、他の政令指定都市の歯科専門職の仲間を作りたい、他の街のアイデアや工夫を学びたいと考える、歯科医師、歯科衛生士の担当職員に、できるだけ機会を設けたいと考えたためだ。

また、近年、予算削減で、歯科に限らず、専門職の研修予算を削らざるを得ない自治体は多いと思う。しかし、行政職員とはいえ、歯科保健医療に関する最新の知識や知見を身に付け、人脈を養う努力をしなければ、専門職の価値は失われていく。政令指定都市の、特に若手や中堅の歯科専門職が学会や研修会に参加できるよう、何か工夫はできないものか……。

そうだ、この新しい会議を学会の前後にくっつければ、行政歯科専門職の学会参加の後押しにもなるじゃないか!ということで、今回、日本口腔衛生学会総会学術大会にも連続して出席できるよう、新潟市で開催することが決まった。この新潟市開催は、藤山友紀氏をはじめとする新潟市の皆様のご理解とご協力があったればこそであった。改めてこの場を借りて新潟市の皆様に感謝をお伝えしたい。

新潟市が幹事市を引き受けてくれたおかげで、会議に連続して、行歯会企画のフッ化物洗口小学校視察、そして日本口腔衛生学会と、一粒で3度美味しい大変贅沢な学びの場とすることもできた。今後も、政令指定都市歯科保健担当者会議は、全国の仲間たちと共に、意見交換の場、学びの場、繋がりとなることを目指していきたい。

最後に、来年は、京都市の橋野恵衣氏が幹事市を引き受けてくださったので、政令指定都市の皆様、是非、京都に来ておくれやす!

3 第10回社会歯科学会総会・学術大会参加報告

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
主任技師 善徳 勇貴

1 はじめに

行歯会の皆様におかれましては、平素より大変貴重な情報のご提供をいただいております。ありがとうございます。北海道庁地域保健課の善徳と申します。この度、第10回社会歯科学会総会・学術大会（山田尚大会長、秋野憲一実行委員長、小玉剛理事長）に参加しましたのでご報告させていただきます。

本学会は、歯科界を取り巻く諸事情の実態を把握し、分析し、問題解決と提起を行う学会として活動しており、第10回大会は、6月14日（土）、15日（日）の2日間にわたって北海道札幌市にあります北海道歯科医師会館で開催されました。会場には100名を超える歯科医師会、大学、自治体等の関係者が参集し、「2035年までに実現すべき歯科保健医療政策」をテーマに講演や日本障害者歯科学会、日本老年歯科医学会と共催したシンポジウム、一般演題など幅広い議論が行われました。



2 1日目の内容

1日目は、小嶺祐子先生（厚生労働省医政局歯科保健課）による基調講演が行われました。講演は、「歯科保健医療の現状と課題」と題し、社会環境の整備に関する目標や指標も特徴のひとつとなっている「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）（歯・口腔の健康づくりプラン）」や歯科保健医療提供体制の構築等に関しても記載したものとなった「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」など「医療」についてもスポットをあて、全国の現状を踏まえて、地域の実情に合わせた歯科保健と歯科医療の一体的な体制づくりがより重要となることなどを説明されました。

シンポジウムⅠ「2035年までに実現すべき障害者歯科保健医療政策」では、シンポジストとして、弘中祥司先生（日本障害者歯科学会）、針谷宜宗先生（札幌歯科医師会）、岡本佳明先生（広島県開業）、高井理人先生（生涯医療クリニックさっぽろ歯科科長）がご登壇されました。発表の中には、「自治体事業や障害福祉等サービス報酬により、セルフケアができない障害者への対策の必要性」、「地域の口腔医療センターの現状」、「地域支援型多機能歯科診療所（いわゆる 1.5 次歯科医療機関）による歯科治療困難患者への対応・医科診療所や管理栄養士等との多職種連携や教育」、「医療的ケア児の増加や受診へのアプローチへの課題」などが発表されました。



1日目終了後の懇親会の様子

また、1日目の学術大会終了後には懇親会が開催され、歯科医師会、学会、行政関係者など様々な関係者が交流しました。

3 2日目の内容

2日目には歯科健診の受診率や歯科医師の確保に関する内容など4題の一般演題が発表され、比嘉奈津美先生による「豊かな歯科界実現!!」と題した講演が行われました。閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）に新たに盛り込まれた歯科関連の項目のほか、政府や関係省庁と効果的な折衝を行うには、客観的な学術データが重要であり、学会のさらなる支援を求めるなど報告されました。

シンポジウムⅡ「2035年までに実現すべき高齢者歯科保健医療政策」では、シンポジストとして阪口英夫先生（日本老年歯科医学会）、高田靖先生（豊島区歯科医師会）、渡邊裕先生（日本老年歯科医学会）がご登壇されました。「今後の歯科衛生士の人材確保に向けて、認定歯科衛生士に対する適切な評価が不可欠であるとしたほか、介護保険による診療報酬の対応拡大の現状」、「地域歯科医師会として口腔機能に関する意識向上などへの展望や口腔保健センターのコーディネートによるかかりつけ歯科医や関係団体と医療・介護ネットワーク構築して実施されている取組」

「歯科衛生士による口腔衛生管理体制の整備や管理、口腔衛生管理や口腔機能管理といった要介護高齢者に対する個別のサービスのほか、定期的なアセスメントと歯科医療機関への早期橋渡しが、摂食・嚥下機能や栄養状態の維持、さらには看取りの支援につながっている可能性が示唆されていること」など報告がありました。



秋野実行委員長と会場の様子

4 おわりに

2日間は本州と変わらないほど気温が高く、当日は北海道神宮例祭（札幌まつり）とも重なり熱気のある札幌

でしたが、本大会も活気に満ちた中、閉会となりました。当職は、初参加でしたが、大学・歯科医療機関・行政など様々な立場の先生が様々なアプローチでご報告される内容は貴重なものばかりでした。在籍する北海道においても、「10年後までに実現すべき歯科保健医療政策」について本総会・学術大会で報告・討議された内容を参考としながら、取り組んでいきたいと思ひます。

余談になりますが、北海道庁本庁舎の真横には、国指定重要文化財・北海道庁旧本庁舎 赤れんが庁舎があります。こちらは、令和元年から約6年間、令和の大規模改修が行われ、本年7月25日にリニューアルオープンしました。8月31日に行われる北海道マラソンでは、ランナー達の前に久々にお目見えすることになります。北海道を訪れた際には、是非ご覧いただければと思ひます。最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。



北海道庁旧本庁舎 赤れんが庁舎
(8月18日現在)

4 行歯会第6期役員挨拶<その3> ~新任事務担当理事・新任ブロック理事②~ 【事務担当理事】



神奈川県厚木保健福祉事務所
芦垣紀彦(歯科医師)

いつも貴重な情報をありがとうございます。
本年4月より、世話役から事務担当理事となりました神奈川県の芦垣です。
行歯会だよりの原稿執筆は3回目となりますが、新任役員挨拶の原稿ということもあり、緊張感をもって執筆しております。
皆様のお力添えを賜りつつ、行歯会のお役に立てるよう努めたいと思ひますので、よろしくご指導ご鞭撻のほど、お願いいたします。

行歯会の皆様、いつも貴重な情報をありがとうございます。前号(No.205)の記事中にも記載しましたが、このたび事務担当理事(DX 担当)を務めさせていただくこととなりました、名古屋市の斉藤です。DXを通じて行歯会の活動がよりよいものとなるよう、取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



名古屋市健康福祉局健康部健康増進課
斉藤智也(歯科医師)

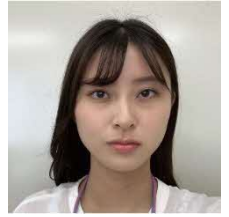


福岡市保健医療局健康医療部口腔保健支援センター
新井優花(歯科医師)

行歯会の皆様、いつも貴重な情報をありがとうございます。
このたび、事務担当理事を務めさせていただくことになりました。微力ながら、皆様のお力添えをいただきつつ、日々の業務の一助となるよう誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
今年度は行歯会だよりの編集を担当します。皆様からの寄稿を心よりお待ちしております。

【ブロック理事②】

行歯会の皆様、初めまして。令和7年度より近畿ブロック理事を務めさせていただくことになりました、堺市中保健センターの西村と申します。いつも貴重な情報を共有させていただきまして、ありがとうございます。まだまだ経験が浅く不慣れな点も多いかと思いますが、少しでも皆様のお役に立てるよう努めてまいります。今後とも温かくお付き合いいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。



堺市中保健センター
西村祐貴(歯科衛生士)



広島市健康福祉局
保健部健康推進課
丸本洋子(歯科衛生士)

今年度より、行歯会の理事を担当させていただくことになりました。既に、行歯会だよりの執筆等でお世話になり、お礼を申し上げます。
広島市では、昨年度まで歯科医師1名、歯科衛生士2名で全市の歯科保健業務を担っていましたが、今年4月から、歯科衛生士が1名増員、歯科医師は新任となり、新たな歯科チーム4名で頑張っています。これからも、行歯会を通じて皆様と情報交換させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡山県備前保健所の坂本です。2005年に厚生労働省に入職して以来、国、県、政令指定都市で、保健と保険の両面から仕事をしてきました。厚生労働省では、歯科保健課で臨床研修、地域保健室で保健所長の医師資格要件緩和などに従事し、2009～2022年は、浜松市役所と静岡県庁に勤務し、障害者の歯科診療、歯と口の健康づくりの推進、医療と介護の連携促進などの職務をしました。2022～2024年は厚生局で指導医療官として診療報酬の適正な請求について歯科医療機関に指導しました。2024年から現職です。よろしくお願いいたします。



岡山市備前保健所企画調整情報課
坂本友紀(歯科医師)

5 New Face!!



秋田県健康福祉部健康づくり推進課
田代 真康

1 はじめに

行歯会の皆様、初めまして。昨年4月に秋田県の行政歯科職として着任しました田代と申します。皆様方には、いつも貴重な情報提供を頂き、感謝申し上げます。そしてこの度、このような貴重な機会を頂戴しましたので、僭越ながら簡単に自己紹介をさせていただきます。

2 自己紹介

大学進学で北海道に移住し、そのまま就職しておりましたが、縁あって秋田県の行政歯科職となりましたので、現在は秋田県に住んでおります。北海道と秋田県は、雪国、車社会、米所等、多くの共通点があり、移住にあたっての感覚的なズレが少なく、たいへん助かっております。

歯科公衆衛生においては、学生時代に大学のある町でのフッ化物洗口導入プロジェクトに携わっていましたが、卒業後は長らく離れており、久しぶりに帰ってきたという感じがしております。そのため、最新の知見や行政歯科職としての常識には疎かだと思いますので、ご助言など頂戴できれば、ありがたく存じます。

行政歯科職となってからは、これまでとの勝手の違いから戸惑うことも多いのですが、前任の田所大典氏(現・



仙台市御所属)には引き続き以降も気にかけて頂いており、ご助言を頂いたり、不明点を確認させて頂いたり、たいへん助けられております。また、学生時代のプロジェクトでお世話になり、行政歯科職という存在を知るきっかけにもなった、当時、北海道庁におられた秋野憲一氏(現・札幌市御所属)と、行政歯科職として再会できることとなり、たいへん喜ばしく感じております。

3 最後に

行政歯科職として1年が過ぎましたが、2年目になっても初めて経験することがまだ多く、日々是勉強が求められる職であることを実感しております。歯科保健という分野に少しでも貢献できるよう取り組んでいきたいと存じますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

6 渉外活動報告

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
課長補佐 歯科・栄養グループ班長 小栗 智江子

1 厚生労働省医政局歯科保健課へ要望書を提出

(小栗、田村副会長、小池田副会長)

7月30日(水)午後に霞が関を訪問し、小嶺祐子課長、高田淳子歯科腔保健推進室長宛てに、全国の行政歯科技術職員が「業務指針」に沿って地域でそれぞれの役割を十分に果たしていけるよう、「令和8年度重点要望事項」を提出してまいりました。

要望事項は以下の3点です。

- ① 行政歯科技術職員数の調査と公表について
- ② 行政歯科技術職員を対象とした人材育成研修制度の新設について
- ③ 「災害時歯科保健医療活動指針(仮)」の発出について

その後の展開では、高田室長からのご質問に補足説明をしております、少し動き始めている?と期待をしているところです。要望は絶やさないことが大事ですので、今後も粘り強く要望を続けてまいります。

また、小嶺課長から、歯科保健課の実地研修(自治体からの研修生か人事交流など)のお誘いをいただきました。規模の大きい自治体でないといけないでしょうが、我こそは!という方がいましたら、お近くの理事までご一報ください。



2 日本歯科衛生士会・日本歯科医師会へ新任挨拶

(1) 日本歯科衛生士会(小栗)

同日午前、6月に会長に就任された武藤会長と面会しました。

(2) 日本歯科医師会(小栗、田村副会長、福田事務局長)

同日昼過ぎ、日歯会館を訪問し、内堀副会長、寺島常務理事、宮崎地域保健課長に面会しました。

高橋会長に挨拶を予定していましたが、対調不良のためご不在でしたので、改めて挨拶する機会をいただく予定です。



7 学会開催のお知らせ

第84回日本公衆衛生学会総会

(1) 開催概要

テーマ フェーズフリーの地域づくりと健康危機管理
学会長 尾島 俊之(浜松医科大学健康社会医学講座)
会 期 2025年10月29日(水)から10月31日(金)
会 場 グランシップ(静岡県コンベンションアーツセンター)

(2) 自由集会

テーマ 公衆衛生における歯科保健を考える～食育における歯科口腔保健～

会 期 2025年10月30日(木)17:50～19:20(受付 17:30～)

会 場 グランシップ 第9会場(静岡県コンベンションアーツセンター)

話題提供 ①「公衆栄養と歯科口腔保健の連携の意義と展望」

清野 富久江(国立保健医療科学院生涯健康研究部 部長)

②「保育園における食育の取組の紹介」

高橋 裕子(静岡県藤枝歯科医師会)

③「静岡市の食育の取組」

渡邊 良子(静岡県食生活健康づくり推進協議会会長/静岡市食生活改善推進協議会会長)

♪ 編集後記 ♪

8月、福岡市では、能古島をはじめ、空港や駅など、各所で向日葵が咲き誇ります。花言葉は、「あなた(だけ)を見つめる」「あこがれ」などです。9月には、九州随一の秋祭り「^{ほうじょうや} 宮崎宮 放生会」が斎行されます。春の博多どんたく・夏の博多祇園山笠とならび博多三大祭りに数えられ、千年以上の歴史がある神事です。奇数年に行われる「御神幸」や、約500軒もの露店が立ち並ぶ参道など、見どころ満載ですので、機会がありましたら、ぜひお越し下さい。(A)



広島では、10/16(木)・17(金)に「第89回全国学校歯科保健研究大会」が開催されます。参加申し込みは9/30までですので、皆様ぜひご参加ください。
<https://gakkoushikahoken2025.org/test/> (M)

